

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年6月1日
担当課	会計課

契約業者名・住所	ちばぎんコンピューターサービス株式会社 千葉市美浜区中瀬1丁目10番地2
工事等の名称	市税等に係わる預金口座振替サービス利用に係る契約
工事等の場所	松戸市の定めるところ
種別	業務委託
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	7,580,185円
工事等の概要	公金収納における口座振替処理業務委託
随意契約の理由	<p>本契約については、松戸市と株式会社千葉銀行及びちばぎんコンピューターサービス株式会社が締結する「公金収納センターサービスの利用に関する基本契約書」第2条第1項に規定する「個別契約」についての料金に関する契約である。</p> <p>当該個別契約の内容としては、公金収納の適正かつ迅速な審査及び集計するための業務を実施するにあたり、公金収納業務委託について総合的なシステムを利用するものであり、その性質上、「基本契約」と密接不可分の性質を有するため、当該業者が限定される。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用し、ちばぎんコンピューターサービス株式会社を相手方として随意契約とするものである。</p>